

## ケーブルテレビサービス契約約款

西尾張シーエーティーヴィ株式会社（以下「甲」という）と甲が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約約款（以下「本約款」という）は、以下の条項によります。

### 第1条（提供するサービス）

甲はサービスを提供する区域（以下「業務区域」という）内において甲のサービスを提供するための施設（以下「本施設」という）により加入者に次のサービスを提供します。

- 一. 放送事業者のテレビジョン放送、BSデジタル放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送サービス
- 二. ラジオ放送（FMおよびデジタル放送）の同時再放送サービス
- 三. 「自主放送」番組提供サービス この自主放送番組の内容についてはベーシック番組・ペイ番組とコマーシャル番組とする。
- 四. 気象庁が発信する緊急地震速報の配信サービス。但し、緊急地震速報の利用に際しては別途「緊急地震速報サービス利用規約」に定めるところによります。
- 五. 録画機能付きデジタルホームターミナルを使用するオプションサービス（以下「楽録サービス」という）。但し、楽録サービスの利用に際しては、本約款に定める事項のほか別途「楽録サービス利用規約」に定めるところによります。

### 第2条（契約の単位）

甲は加入引込線1回線ごとに1つの加入契約を締結します。集団加入者については、別に規定する条項によります。

### 第3条（契約の成立）

加入契約は加入申込者が加入申込書の記載の定めならびに本約款を承認し、加入申込書に必要事項を明記の上、甲に提出し、甲がこれを承認した時に成立するものとします。

(2) 甲は、前項の定めに係わらず、次の場合には加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 一. 引込設備または宅内設備の設置および保持することが著しく困難な場合。
- 二. 加入申込者がサービスに係わる料金の支払いを怠る恐れがある場合。
- 三. その他、サービスを行う上で、甲の業務遂行上、著しく支障がある場合。

### 第4条（加入料金・利用料金）

加入者は、別に定める加入料金および利用料金を甲に支払うものとします。

- (2) 利用料金は、放送サービスを受け始めた日の翌月から支払うものとし、1日から末日までの1ヶ月を単位とします。
- (3) ペイ番組利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。
- (4) 落雷等、やむを得ない事由に、甲が第1条に定めるサービスの提供ができなかった場合、原則として利用料金の減額は行わないものとします。但し、月の10日以上、継続してそのサービスの提供ができなかった場合は当該月分（2ヶ月にわたり10日以上20日未満行わなかった場合は初月分）の利用料金は無料とします。
- (5) 社会、経済情勢の変化に伴い、利用料金を改定することがあります。その場合には、改定1ヶ月前までに当該加入者に通知します。但し前納額を支払った加入者の未経過期間についてはこれを据え置くものとします。
- (6) NHKの放送受信料、衛星放送受信料は、甲が設定した利用料金の中に含まれません。

### 第5条（料金の支払方法）

加入者は、加入料金、利用料金等を、別途甲が指定する期日までに甲の指定する方法により支払うものとします。

(2) 甲は、原則として加入者に対しての請求書および領収書の発行は行わないものとします。

### 第6条（最低利用期間）

放送サービスの最低利用期間は、利用料お支払い開始月から6ヶ月といたします。その間の解約は取り扱いしないものとします。

- (2) 加入者は、前項の最低利用期間に満たない解約の場合、別表のとおり解約の翌月から6ヶ月目までの残月数を乗じた「短期解約違約金」を当社が定める期日までにお支払いいただくものとします。
- (3) サービスコースを変更する場合、サービスコース変更後の最低利用期間は3ヶ月とします。
- (4) 楽録サービスの最低利用期間は、利用料お支払い開始月から6ヶ月とし、その間の解約は取り扱いしないものとします。最低利用期間に満たない解約の場合、解約日の属する月の翌月から6ヶ月目までの残月数に楽録サービスの月額利用料金を乗じた金額を当社が定める期日までにお支払いいただくものとします。

#### 第7条 (延滞利息)

加入者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として甲が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

#### 第8条 (デジタルホームターミナルの貸与)

デジタルホームターミナル本体は、甲の所有とし加入者に貸与します。

- (2) 加入者は、使用上の注意を遵守して維持管理するものとします。
- (3) 加入者の故意または過失により破損または紛失した場合、修復、補填に要する費用は加入者が負担するものとします。
- (4) 加入者は、契約の解約または解除の場合、速やかにデジタルホームターミナル本体を甲に返却するものとします。

#### 第9条 (B-CASカードの取扱い)

B-CASカード(デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御するICを組み込んだB-CASが貸与するカード)に関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

#### 第10条 (C-CASカードの貸与)

デジタルホームターミナルの使用者で、かつデジタル番組サービスを希望する加入者は、C-CASカード(デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだカード)を貸与するものとします。

- (2) C-CASカードは、解約時には甲に返納するものとします。
- (3) C-CASカードは甲に帰属し、甲の手配による以外のデータ追加、変更、改ざんを禁止し、それらが行われたことによる甲および第三者に及ぼされた損害、利益損失については加入者が賠償するものとします。
- (4) 加入者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を甲に支払うものとします。

#### 第11条 (施設の設置および費用の負担)

甲は、本施設のうち放送センターからタップオフまでの設置に要する費用を負担します。加入者は、タップオフの引込端子から受信機(TV受信機およびFM受信機、以下同じ)までの設置に要する費用を負担します。但し、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内および宅内の特別工事を必要とする場合は、加入者はその費用を負担します。

- (2) 共同受信方式により、サービスの提供を受ける加入者については、建物所有者等とのCATV導入基本契約の内容に基づくものとします。
- (3) 本施設の設置工事は甲または甲が指定した工事業者が行うものとします。
- (4) 加入者が負担する設置費用・工事に要する費用については、別途甲が指定する期日までに甲の指定する方法により支払うものとします。

#### 第12条 (施設の所有関係)

本施設のうち、放送センターから保安器出力端子までの施設およびデジタルホームターミナル本体、C-CASカードは甲の所有とします。本施設のうち宅内ケーブル保安器側接栓以降のすべての施設(但しデジタルホームターミナル、B-CASカードおよびC-CASカードを除く)および第12条で規定した自営柱、地下埋設設備は加入者の所有とします。

### 第13条 (施設の維持管理)

甲は放送センターから保安器までの施設について維持管理します。

- (2) 加入者は甲に無断で施設の改修、補修、増設および他の機器等を接続する工事はできません。
- (3) 加入者は甲の施設の維持管理の必要上、甲のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

### 第14条 (故障・保守に伴う責任負担)

甲は提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合これを調査し必要な処置を講じます。

- (2) 加入者は甲の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、修復に要する費用を負担していただきます。また、加入者施設の故障によって生じた損害についても損害賠償していただきます。
- (3) 加入者は、自己の故意、過失によって第13条に規定する甲所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担していただきます。
- (4) B-CASにより加入者に貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「B-CASカード使用許諾約款」に基づきB-CASの責任において正常なカードとお取替えがなされます。

### 第15条 (天災に関する事項)

甲の施設には保安装置が設けられていますが、落雷などにより加入者の受信機が破損した場合、甲はその責任を負いかねます。

- (2) 天災により甲の施設が壊滅した場合、甲はその責任を負わないものとします。

### 第16条 (利用に係わる加入者の義務)

加入者は甲のサービスの提供を受けるにあたり、加入者が所有または占有する敷地、家屋および構築物を甲が必要に応じて無償で使用することを承諾するものとします。

- (2) 加入者は甲または甲が指定する業者が本施設の設置、検査、修理、撤去および復旧を行うため加入者が所有または占有する敷地、家屋および構築物等の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を提供するものとします。
- (3) 加入者は設置場所の無償利用および便宜の提供に関して地主、家主その他利害関係者がある時は、予め必要な承諾を得ておくものとします。

### 第17条 (サービスの無断使用、営利使用の禁止)

法令により、加入者がテープ、配線などにより甲のサービスを第三者に提供すること、および対価を受けて甲のサービスを第三者に提供することを禁止します。

### 第18条 (不正利用の禁止)

甲は、加入者が甲より貸与するデジタルホームターミナル以外の機器を使用して不正にサービスを利用することを禁止します。

- (2) 加入者は、前項の定め違反した場合は、加入者が甲のサービスの提供を受け始めた年月に遡って、当該利用料金を甲に支払うものとします。

### 第19条 (放送サービスの一時休止)

加入者は、甲のサービスの提供の一時休止、またはその再開を希望する場合は、直ちにその旨を文書により申し出るものとします。この場合は一時休止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの休止期間の料金は第4条の規定にかかわらず無料とします。

- (2) 前項の休止期間は、12ヶ月を限度とします。休止期間の延長は、甲と加入者が協議し、甲が認めた場合に限りします。
- (3) 加入者は甲のサービスの一時休止および再開を希望する場合は、所定の工事費を甲に支払うものとします。

### 第20条 (設置場所の変更)

加入者は、次の場合に限りデジタルホームターミナルの設置場所を変更できるものとします。

- 一、同一敷地内での施設の変更
- 二、同一敷地外の移転先が甲の業務区域内で、かつ最寄りのタップオフに余裕がある場合

(2) 加入者は設置場所の変更に必要な費用を甲に支払うものとします。

#### 第21条 (名義変更)

加入者の異動が生じる場合、甲が承諾すれば、新加入者は旧加入者の名義を変更することができるものとします。

(2) 前項の規定により名義変更をしようとするときは、新加入者は名義変更手数料を甲に支払わなければなりません。

#### 第22条 (解約)

加入者は加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する10日前までに文書により甲にその旨を申し出るものとします。

(2) 解約に伴い甲の施設及びデジタルホームターミナルの撤去が発生する場合、その費用は加入者の負担とします。

(3) 解約の際には次に定める割合に従って加入料金を返戻します。

一. 契約成立日からサービス開始の前日までの解約

加入料金から加入予約申込金を差し引いた金額(加入予約申込金は甲に支払った金額)、但し保安器設置工事終了後の解約は二により払い戻します。

二. サービス開始日から1年未満の解約 加入料金の50%

三. サービス開始日から2年未満の解約 加入料金の25%

(4) 前項による解約の場合、加入者は第4条の規定による料金を当該解約日の属する月の分まで支払うものとします。

(5) 第1項による解約の場合、甲は甲の施設を撤去します。但し撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

#### 第23条 (加入者の義務違反による契約解除)

甲は、契約約款に違反する行為があったと認める場合は、加入者に通告のうえサービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解除することがあります。

(2) 甲は、加入者が加入料金・加入者が負担する設置費用・工事に要する費用を支払期日までに支払わなかった場合、または利用料金を継続して3ヶ月以上支払わなかった場合はサービスの提供を停止し、さらに停止後3ヶ月経過しても入金のない場合は、加入契約は解除されたものとします。

(3) 加入者は前項第1項、第2項により甲のサービスの提供を停止され加入契約解除となった場合は、直ちに約款によるすべての権利を失います。

(4) 加入者は、前項第1項、第2項により、加入契約解除となった場合、甲の施設および甲が貸与する機器の撤去に同意するものとし、かつ甲が撤去のため敷地内へ立ち入ることを承諾するものとします。

(5) 加入契約解除となった場合、加入料金は返戻しないものとします。

(6) 加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKの放送受信料、衛星放送受信料と株式会社WOWOWの加入料、視聴料およびBSデジタル放送の受信料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、甲は何ら責任を負わないものとします。

#### 第24条 (放送内容の変更)

甲は次の場合、放送内容を予告なしに変更することがあります。

- 一. 天災、事変その他の非常事態が発生した際または発生する恐れがある場合。
- 二. 甲およびその他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

#### 第25条 (番組編成の変更)

甲は次の場合、番組編成を変更することがあります。

- 一. サービス内容の充実を目的としたもの。
- 二. 番組供給事業者の事由によるもの

#### 第26条 (サービスの一時中断)

甲は次の場合、サービスを一時中断することがあります。

- 一. 本施設の保守点検、修理および検査等を行う場合。この場合、甲は事前加入者にその旨、番組案内誌等を利用して通知するものとします。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 二. 天災、事変等の非常事態または不測の事故等やむを得ない事由が発生した場合。

#### 第27条 (免責事項)

甲は、第25条、第26条および第27条にかかわる損害賠償には応じません。

- (2) 楽録サービスの利用に関して、デジタルホームターミナルの故障、不具合などあらゆる原因により正常に録画ができなかった場合や録画した内容が損失した場合、これら直接、間接の損害に対して、甲は一切の責任を負わないものとします。また、楽録サービスのデジタルホームターミナルを修理した場合（ハードディスク以外の修理を行った場合も含む）、交換した場合においても同様とします。

## 第28条（個人情報の取り扱い）

甲は、加入者の個人情報を個人情報の保護に関する法律および甲の個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱うものとします。

各手続きの際の個人情報の提供・登録は加入者の任意により行なってください。

ただし、必要事項をご提供・ご登録いただけない場合、サービスの提供をいたしかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### (1) 個人情報の利用目的

甲は、加入者が提供・登録した個人情報について、下記の目的の範囲内で利用できるものとします。

#### 一. サービス提供のため

（加入申込、契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含む）

#### 二. サービスに関する情報提供、販売促進を行うため

#### 三. サービス向上のためのアンケート調査実施のため

#### 四. プレゼント、景品等の送付のため

#### 五. その他、加入者から同意を得た目的の範囲内において利用するため

### (2) 個人情報の預託

甲は、加入者が提供・登録した個人情報について、前項の利用目的を実施するため、「業務委託に関する機密保持契約書」を締結した上で、業務委託先に個人情報を預託する場合があります。

### (3) 第三者への個人情報の開示・提供

甲は、以下に該当する場合を除き、第三者に加入者の個人情報を開示・提供することはいたしません。

#### 一. 利用目的を実施するために、業務委託先に開示・提供する場合

#### 二. 加入者から事前に同意をいただいた場合

#### 三. 法令による開示要求があった場合

### (4) 個人情報の管理

甲は、加入者から提供・登録いただいた個人情報について、個人情報管理責任者を定め、社内の個人情報管理規程に従い厳重に管理いたします。

### (5) 個人情報の開示・訂正・削除

甲は、加入者から加入者本人の個人情報の開示・訂正・削除の要望があった場合、合理的な範囲で対応し、その場合、別に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

## 第29条（約款の改正）

甲は、本約款を総務大臣に届け出たうえ改正する場合があります。

## 第30条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が発生した場合は、甲と加入者は契約の締結の趣旨に従い誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

## 附則

本約款は、平成24年4月1日より施行します。

別表 料金体系(消費税5%を含む)

加入料金	¥ 52, 500. -				
利用料金	プレミアムコース [地上波、BSデジタル再放送、デジタル番組(CH)、コミュニティチャンネル視聴可]	月額 ¥4, 410. - 月額 ¥2, 730. -	(デジタルホームターミナル1台目料金) (デジタルホームターミナル2台目以降料金)		
	デジタルフルコース [地上波、BSデジタル再放送、デジタル番組(CH)の一部(別表)、コミュニティチャンネル視聴可]	月額 ¥4, 200. - 月額 ¥2, 520. -	(デジタルホームターミナル1台目料金) (デジタルホームターミナル2台目以降料金)		
	劇スポコース [地上波、BSデジタル再放送、デジタル番組(CH)の一部(別表)、コミュニティチャンネル視聴可]	月額 ¥3, 990. - 月額 ¥2, 310. -	(デジタルホームターミナル1台目料金) (デジタルホームターミナル2台目以降料金)		
	デジタルスタンダードコース [地上波、BSデジタル再放送、デジタル番組(CH)の一部(別表)、コミュニティチャンネル視聴可]	月額 ¥3, 780. - 月額 ¥2, 100. -	(デジタルホームターミナル1台目料金) (デジタルホームターミナル2台目以降料金)		
	デジタルミニコース [地上波、BSデジタル再放送、デジタル番組(CH)の一部(別表)、コミュニティチャンネル視聴可]	月額 ¥2, 100. - 月額 ¥1, 260. -	(デジタルホームターミナル1台目料金) (デジタルホームターミナル2台目以降料金)		
	シンプルコース (地上波再放送、コミュニティチャンネルのみ視聴可)	6ヶ月 ¥4, 410. -、1年 ¥8, 820. - (月額 ¥735. -)			
	限定コース (地上波再放送、コミュニティチャンネルのみ視聴可)	6ヶ月 ¥3, 150. - 1年 ¥6, 300. - (月額 ¥525. -)	(弥富市、愛西市の「地域情報通信基盤整備推進交付金」整備地域のみ。新規受付終了)  (アナログ放送の電波障害補償対策世帯のうち平成23年7月24日の地上アナログ放送終了後も継続利用を希望する対策世帯のみ)		
	デジタルコース(SDタイプ) <sup>o</sup> [地上波、BSデジタル再放送、デジタル番組(CH)の一部(デジタルフルと同じ)、コミュニティチャンネル視聴可]	月額 ¥4, 095. - 月額 ¥2, 205. -	(デジタルホームターミナル1台目料金) (デジタルホームターミナル2台目以降料金)		
※前納割引(新規受付停止) 1年間前納(1ヶ月分割引)、半年間前納(0.3ヶ月分割引)			受新付規廃申止込		
オプションサービス	楽録サービス (デジタルフル、デジタルスタンダード、デジタルミニコースのみ利用可)	月額 ¥1, 260. -/台	(500ギガバイトの記録容量を持つ録画機能付きデジタルホームターミナルを使用する追加料金)		
	楽録サービス(外付けHDD) (プレミアム、デジタルフル、劇スポ、デジタルスタンダード、デジタルミニコースのみ利用可)	月額 ¥315. -/台	(外付けハードディスクドライブ取り付けに対応するデジタルホームターミナルを使用する追加料金)		
別料金チャンネル(別途契約)	WOWOW(3chセット)	月額 ¥ 2, 415. -	スター・チャンネル(3chセット)	月額 ¥ 2, 100. -	BSデジタル                CSデジタル
	衛星劇場 HD	月額 ¥ 1, 890.-	東映チャンネル HD	月額 ¥ 1, 575.-	
	フジテレビNEXT HD	月額 ¥ 1, 260.-	レジャーチャンネル	月額 ¥ 945.-	
	グリーンチャンネル HD	月額 ¥ 1, 260.-	スピードチャンネル	月額 ¥ 945.-	
	グリーンチャンネル2 HD	月額 ¥ 1, 260.-	J-SPORTS4 HD	月額 ¥ 1, 365.-	
	テレ朝チャンネル	月額 ¥ 630.-	V☆パラダイス	月額 ¥ 735.-	
	パラダイステレビ	月額 ¥ 2, 824.-	パラダイステレビ	月額 ¥ 2, 100.-	
	レインボーチャンネル	月額 ¥ 2, 824.-	レインボーチャンネル	月額 ¥ 2, 415.-	
	KNTV HD	月額 ¥ 2, 625.-			
	釣りビジョン	月額 ¥ 945.-	新規申込受付廃止、デジタルミニコース平成21年3月末時点契約者のみ視聴可		
	日本映画専門チャンネルHD	月額 ¥ 525.-	デジタルフル、デジタルスタンダード、デジタルミニコースのみ申込可		
	アニマックスHD	月額 ¥ 630.-	デジタルミニコースのみ申込可		
	時代劇専門チャンネルHD	月額 ¥ 525.-	デジタルスタンダード、デジタルミニコースのみ申込可		
	J-SPORT 1HD～4HDセット	月額 ¥ 2, 400.-	デジタルミニコースのみ申込可		
	フジテレビONE(HD) フジテレビTWO(HD) フジテレビNEXT HD	月額 ¥ 1, 575.-	デジタルミニ・デジタルスタンダードコースのみ申込可		
	フジテレビONE(HD) フジテレビTWO(HD)	月額 ¥ 1, 050.-	新規申込受付廃止		
工事費	おてがるパック	引込工事費	¥ 15, 750.-	1台のテレビへの単独配線	
		宅内工事費	¥ 10, 500.-		
	まるごとパック	引込工事費	¥ 15, 750.-	既設宅内配線を使用する工事	
		宅内工事費	¥ 10, 500.-		
		ブースター取付費	¥ 15, 750.-		
	デジタルホームターミナル取付工事費	¥ 5, 250.-	シンプル、限定コース利用者がデジタルホームターミナルの必要な各コースへ変更する場合		
	デジタルホームターミナル交換工事費	¥ 3, 150.-	楽録サービスの解約に伴い通常サービス用のデジタルホームターミナルに交換する工事		
解約・転居・移設に伴う費用	引込線撤去、端末撤去1台分含む	¥ 10, 500.-			
	端末撤去のみの場合	¥ 3, 150.-/台			
	異常通信防止フィルター・不正視聴防止ダミー取付時	¥ 1, 050.-/箇所			
短期解約違約金	¥ 2, 100.-×残月数 (利用開始から6ヶ月に満たない場合、解約の翌月から6ヶ月目まで)				